

奈良県広域水道企業団組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第8号

奈良県広域水道企業団組織規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団組織規程（令和7年3月企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「総務企画係」を「総務経営企画係」に、「人事給与係」を「人事広報係」に改める。

第4条総務課中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 職員の採用、身分移管、人材育成に関すること。

第4条総務課中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 正副企業長会議及びテーマ別部会（総務部会）の事務局業務に関すること。

同条財務課中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 固定資産の会計事務に関すること。

同条契約財産課中第4号中「関すること。」の次に「（会計事務を除く）」を加える。

第5条計画課中第18号を削り、第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) テーマ別部会（事業部会）の事務局業務に関すること。

同条事業管理課中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 給水装置工事の総括に関すること。

(8) 指定給水工事事業者の管理及び指導に関すること。

第6条第2項の表宇陀事務所の部中「業務課」を「業務・浄水課」に改め、「業務係」の次に「、浄水係」を加え、同表浄水課の項を削り、同表平群・三郷事務所の部中「水道1係、水道2係」を「業務係、工務係」に改める。

第8条第2項中「及び宇陀事務所」を削り、同条第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 宇陀事務所の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

業務・浄水課

(1) 当該市町村事務所の庶務に関すること。

- (2) 所管区域の市との連絡調整に関する事。
- (3) 営業に関する事。
- (4) 用地等の取得及び損失補償に関する事。
- (5) 取水施設、浄水施設及び送配水施設の維持管理に関する事。
- (6) 取水施設、浄水施設及び送配水施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関する事。
- (7) 浄水の水質管理に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属さない事。

工務課

- (1) 給水装置に関する事。
- (2) 配水管、送水管及び導水管の維持管理に関する事。
- (3) 配水管、送水管及び導水管の建設及びこれに関連する工事の実施に関する事。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。